

明日香村八釣の明神講関係 資料調査

1 はじめに

奈良文化財研究所では地元からの依頼を受け、明日香村大字八釣が所蔵する文化財の調査をおこなった。調査資料は明神講に関する資料で、八釣の明神講とは、毎年1月14日に藤原鎌足像を拝する儀礼である。多武峯とその周辺の村々には、このような、藤原鎌足像を拝する儀礼が多く存在している。それらは栢木喜一氏による調査もあり(栢木 1987)、また近年黒田智氏により、その歴史的意義も考察されている(黒田 2007・2011)。今回調査した資料も、栢木氏によって紹介されているものである。しかし、今回の調査知見によって一部再考すべき点もあるので、ここで紹介したい。

調査資料は、元来は木箱1箱に収納されていたもので、その木箱には、蓋の表に「多武峯権現御尊影」、裏に「昭和十九年一月一日再調／八釣明神講中／(別筆)『平成二十一年七月吉日再調』」とある。昭和19年(1944)に作られた箱と思われる。そこに藤原鎌足像1幅・談山権現講私記1巻・談山権現講式1巻と、近世の横帳等が納められていた。ただし近年、談山権現講私記が修理され、その1巻のみは現在、新造の桐箱に収納されている。

このうち、談山権現講私記・談山権現講式は3節で、藤原鎌足像は4節で報告する。結論を先に述べてしまうと、鎌足像は明神講の本尊で、江戸時代前期頃の作。談山権現講私記・談山権現講式は基本的には同文で、鎌足像礼拝の際に読誦されるべき書。栢木氏の報告では両者とも昭和18年の写本と紹介されてきたが、今回の調査により、談山権現講私記は元和7年(1621)書写、講式は貞末新五郎筆の昭和18年書写である点が明確になった。そこで以下、談山権現講私記を元和本、談山権現講式を昭和本と称し、総称としては談山権現講私記(略称、講私記)とする。2節でまず、概括的なことを述べておく。

2 概要

在地における鎌足像礼拝儀礼でもっとも有名なものは、多武峯の東麓から北麓にかけての、桜井市の村々でおこなわれる八講祭である。これら各村の計8ヵ所に八

講堂があり、毎年3月12日に鎌足像をお祭りして次の堂に送り、8年で一巡していた¹⁾。その場では談山権現講私記も読誦されている。いっぽう、このような複数村落にわたる行事ではないが、多武峯西麓の明日香村においても、各村々で鎌足像を礼拝する儀礼が広く存在することが、栢木氏の調査によりあきらかとされている。八釣の明神講もその一つである。

八釣の明神講は、毎年1月14日に、集落全8戸が集まって執りおこなっている。以前は各戸持ち回りで開催していたが、現在は八釣集会所に藤原鎌足像を掲げて当日午後各戸から村人が参集し、像の前で般若心経を3回転読している。その後にトンドをおこなう。調査した鎌足像がその本尊である。ただし談山権現講私記は現在用いられていない。また木箱の中に天保11年(1840)の横帳があり²⁾、そこから天保11年段階でも、八釣村では年一度、各戸持ち回りで開催していたことが窺える。

この行事の由緒については、昭和本の奥書に記述があり、栢木氏が注目している(釈文②)。次のような内容である。豊臣秀長が郡山の城主だった天正13年(1585)に多武峯は郡山移転を命じられる。その際寺領23村の村民が嘆き悲しみ、八講堂を組織して、毎年各村を巡って鎌足の尊影を奉祀してきた。後年八釣は小村で負担に耐えないので脱退したが、一村の中で各家を巡り、1月14日に奉祀した。ただし奉祭の詞文が伝わっていなかったが、貞末氏が他所でその祭文を見つけたのでここに書写したのだという。

興味深い記述だが、気になる点もある。まず、八釣に奉祭の詞文が伝わっていないという点である。これが事実ならば、元和本はこの時点では八釣に存在しなかったのか、と疑われる。ただし、八釣の明神講では現在、談山権現講私記を儀礼の場で使用しておらず、また明神講資料は個人宅に保管されていた。そして筆者の貞末氏とは、地元の方のお話では、吉川一三氏が後見して戦時中に妙法寺に居住した人物だという³⁾。よって元和本が存在しても、貞末氏が知らなかった可能性は大いにあろう。また、昭和本の書写が昭和18年12月15日のことで、その約2週間後の昭和19年1月1日に、資料全体を納める木箱を再調している。木箱は蓋の法量で縦67.0cm、横14.2cmであり、鎌足像・元和本・昭和本の3点を納めるのに適切な大きさである。昭和本を書写した後に元和本の存

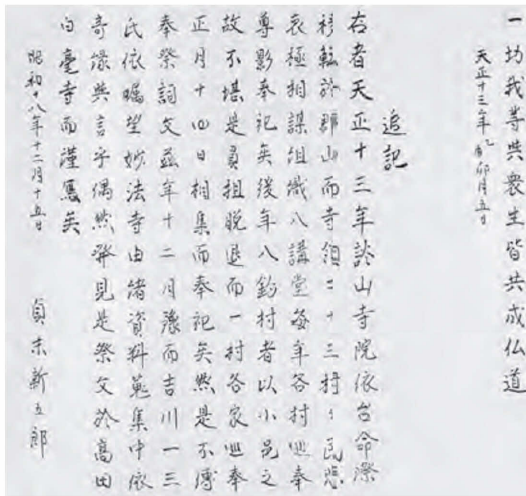


図28 談山権現講私記(昭和本 巻末)

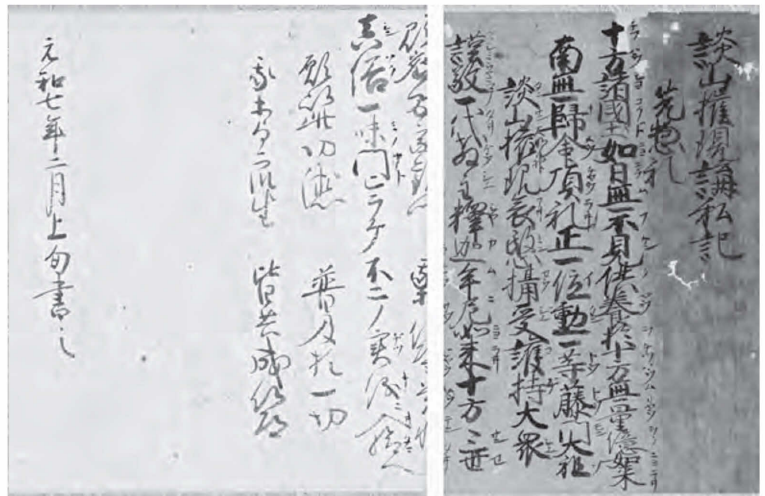


図29 談山権現講私記(元和本 巻首・巻末)

在を知り、それらすべてを納める木箱を新造したと考えるのが妥当だろう。そしてまた、元和本には詳細な墨点が附されており、以前には八釣でも、談山権現講私記が読誦されていたのではないかと推測される。

次に昭和本文書では、八釣の明神講が、寺領23カ村で組織した八講堂から分かれたもので、それは桃山時代に多武峯が郡山に移転した時に由来すると語られている。栢木氏は、この寺領23カ村とは、鎌足像礼拝儀礼が確認できる桜井市・明日香村の村々すべてを指していると考えている(栢木 1995)。ただし、この記述は昭和18年に貞末氏が記録したものである。当時貞末氏が村人から聞いた伝説と思われ、そのまま歴史的事実と考えるべきかどうかは検討を要する。

いっぽう、江戸時代の元文2年(1737)に編纂された『紅葉拾遺』には異なる伝説が記録されており、黒田氏等が注目している。永正3年(1506)に赤沢朝経が多武峯を焼いた時に神輿を東麓の下居の堂に移したが、その際四郷民がこれを外護した。その由緒によって、今に、当山の北郷に小堂を8処に建て、16邑がこれを守り、8堂巡回して毎年2月16日にお祭りし、8年で一巡する行事をおこなっているのだという。これはあきらかに、多武峯東麓から北麓の、桜井市の村々でおこなっている八講祭の由緒である。この史料のほうが信憑性が高く、実際、現在の八講祭の本尊は、永正頃の成立と考えられている(奈良博 2004)。ただし、ここで語られるのは桜井市側の由緒のみであり、西麓の明日香村側のことは不明である。

これらの由緒は、なにがしかの真実を伝えていると思われる。しかしその記述は必ずしも十全でない。在地における鎌足像礼拝の起源は、まだ検討すべき点が多いだろう。ただし、八釣の鎌足像・講私記元和本より、八釣では江戸時代前期には儀礼が存在しており、桃山時代やそれ以前に遡る可能性もある、といえるのだろう。他地

域の資料等も調べることによって、その起源にある程度の見通しを得ることは可能かもしれない。

多武峯は鎌足の墓所であり、そこに祀られた鎌足像は、破裂して天下の危機を知らせる像として、神威をとどろかせていた。そして、明日香村はその西麓の膝下の地である。特に八釣の南の小原は、鎌足生誕伝承地の藤原寺があった、藤原氏ゆかりの地である(奈良博 2004)。そのような鎌足ゆかりの地に、鎌足を神として祀る小さな儀礼が、現在まで連綿と守り伝えられてきたことは興味深い。その起源・変遷・意義等について興味をそそられるところであり、本稿が一つの呼び水となって、更に調査研究が進展すれば幸いである。(吉川 聡)

3 談山権現講私記

談山権現講私記とは、談山権現(藤原鎌足)を講讀するため多武峯の山僧隆恵が寛正4年(1463)に作成した講式である。本文は大きく3段からなり、鎌足の事績を踏まえながら政治家・仏教者としていかに優れていたかを讀める。本文は対句を意識した漢文体であるが、この後に和讀を付す。談山権現講は多武峯でおこなわれていた法会で、講私記はその際に使用された。講はのちに周辺諸村にも広がり、八講祭や明神講などと呼ばれ、形を変えつつも現在に継承されている(栢木 1987)。そのため、講私記の写本は多武峯周辺を主として20本以上あることが知られており(黒田 2007)、八釣所蔵の2本もその一部である。今回の調査にともない、談山神社が所蔵する原本と八釣所蔵本に関する先行研究には補足・訂正が必要なことが判明したので以下にみていく。

まず寛正4年の奥書を有し原本と推定される談山神社所蔵本は実は2本ある。ここでは『談山神社文化財目録』美術工芸・文書編(談山神社、1992)に従い1605号と1606号と呼ぶ。このうち1606号は講私記の原本として

廻向、法界之一切及、共成平等之大利。就中、権現藤門声花之始祖、扶桑潜衛之尊主也。所以者何、記云、天智天皇、遣二皇太子、即改二中臣姓、賜藤原朝臣云々。是惟為賞當時之勲功、成中往日約契也。冥慮無二止事。聖斷定有深意者歟。然則、昔飛舟磯、而布度於東海之波瀾、今揚梁棟、而輓駕於南山之煙霞。彼善殊僧正、南都之碩学也。乍來展維摩八講之席。增贊上人、台岳之智德也。是至而憑一化縁未及之告。蓋尋一本地、則顯密旨異、說相不一。居一彼東方、日密菩薩、專列二阿闍士之補処。出其二西天、淨名大士、亦扶二釈迦如來之化儀。雖然、於二秘密之教文、一身兩頭之尊、推号二超過之大日。示二開権妙觀、不二本迹之理、故呈二真俗之冥合。於戲可喜々々。我等值二遇于権現、是頓修頓得之因縁、権現化、導於我等、亦是即身即悟之龜鏡也。況且、都率之聖主、必垂來迎、密嚴之仏士、忽以現前。云、現世安穩之樂、云、後生善処之喜、信心銘肝、感涙霑襟。時也、松栢風渡兮、栢橋山之春花、暗増レ句光。冀 円宗之観行、遙繼後仏之出世、秘教之紹隆、殆途二中夏之聖代。乃至十界々会、共入二如之妙理、三権々実、斉開不二之円道。是故、大衆住一円之開廢、観一休権実、心廻二合法久住之

謀、鎮、励、興隆不退之願、以先唱一伽陀、次行二 礼拝矣。頌曰、願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道 南無帰命頂礼正一位勲一等藤門大祖 談山権現哀愍授受護持大衆 南無合法久住、利益人天、有縁無縁、悉皆成仏、供養真言、一切誦下。敬礼常住三宝下。敬礼一切三宝下。我今帰依、釈迦・薬師、今夜所献、錫杖・願文、香花・灯明、三業礼拝、供養恭敬、以一切衆、淨名供具、供養無量、無辺三宝、自他同証、無上菩提下。廻向大菩提下。 和讃 敬礼天人大覺尊 因縁果滿成正覚 釈迦本果ヲ聞時ハ 衆生機縁ニ從而 金粟如來頭テ 而レハ分身散影ノ 名ヲ今昔 説カヘテ 東土ノ補処ソナワリテ 此土ノ縁モ深キニヤ 天照君ノ扶翼トテ 二十一世ノ孫ニワ 天智天皇ミノソナワシ 大織冠トワ崇マス サレハ九十ノ御門ヲハ 是ヲアカメテ明神ト 後代長者モ鞭ヲアケ 重テ験ヲ今上ニ 明神慈悲ノ光ニハ 衆生覆護ノ眼ニハ 恒沙福智皆円満 住寿嶷然無去來 五百墨点年久シ 世々番々出給フ 往古正覚円ナリ 化導ヲ世界満ミテル 身ヲ十方現マス 日密菩薩申ソ 日天権迹垂給フ 天児屋根ト化現セル 今此明神マシマセリ 神ノ位ヲ与ヘツ、 尊一等ソ居給フ 後醍醐トコソ申ケレ 緘言ナルコソ賢ケレ 神慮タウトミ宣ヲナス 申マスコソ新ナレ 罪霜ノコラス消マシ 無辺ノ福寿モ集リテ

化導三世ニ妙ナレト 特ニ化縁ノ憑ミアル 末代末世ノスエマテモ 榮ヲ開ク法ノ門 三密伝灯盛ニテ 自他ヒトシク成仏ス 一身兩頭ノ尊体ニ 本地ノ奥玄顕セリ 無明法性一ツニテ 真俗不二ノ覚ニワ 究竟ノ心地モ極ヌ 世間涅槃モ平等ニ 凡聖一如ノ理リヲ 思ヘハ則成仏ノ 此身ハキツモ毘盧ノ体 六大無碍ト聞時ハ 我明神ノ神徳ノ 不思議ヲ見モ真ナリ 南無三國伝灯ノ 諸大師等モ聞召 顕密両宗 観門ニ 我等ヲ化導覚悟シテ 真俗一味門ヒラケ 不二ノ実儀ニ入給ヘ 願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道 元和七年二月上旬書之。

②談山権現講式(昭和 奥書)

天正十三年乙酉卯月五日(以上本奥書)

追記 右者天正十三年、談山寺院、依台命際、移転於郡山。而寺領二十三村々民悲哀極、相謀組織八講堂。毎年各村巡奉、尊影奉祀矣。後年人釣村者、以小邑之故、不堪是負担脱退。而一村各家巡奉、正月十四日相集而奉祀矣。然是不伝奉祭詞文。茲年十二月、予而吉川一三氏依囑望、妙法寺由緒資料蒐集中、依奇縁与言乎、偶然発見是祭文。於高田白毫寺而謹写矣。 昭和十八年十二月十五日 貞末新五郎

翻刻・紹介されている(黒田 2007)。「談山神社文書集成 CD-ROM」(小林写真工業)の写真により2本を比較したところ、両者の違いは字句に関する極少の異同を除くと、①1605号のみ本文と和讃の間に巻中奥書があること(「于

時寛正四年(癸未)三月九日 以書、兼学三部阿闍梨法師隆恵)、②1606号のみ行間・欄外に注記があること、③奥書は同文だが(「寛正四年(癸未)歳三月二日、依衆議、改聖靈講、可作進権現講私記(三段)之由、蒙貴命之故、以夜繼日、大概草案。

釈文 ○翻刻は谷本啓による。○(仮名・返点は原本の墨点のママ。句読点は翻刻者による。

①談山権現講私記(元和本 全文)

談山権現講私記

先惣礼

十方諸国土 如日無不見 供養於十方 無量億如来

南無婦命頂礼正一位勲一等藤門大祖

談山権現哀愍授護持大衆

謹敬、一代教主釈迦牟尼如来、十方三世

心正等覺者、十如実相、一乘妙典、帶

二对三、八万藏教、文殊・淨名、諸大薩埵、身

子・目連、諸賢・聖衆、惣常住界会一

切三宝護法天等神祇・冥道白言、夫

以、円融円満之美教、覺王之説文遮眼、頓

極頓証之妙旨、大権之弘通満耳。依之

潜、甚深之般若ヲカウジテハ、更神祇之

法楽ニス、メ、醍醐法味嘗、暗添権現

之威光。仰願、楞嚴之慈眼廻、以垂知見、

舒二同体之大悲、以加二神力。窃以、明水穂之

秋月、雖宿衆生心田、無二信徳而不現豊

葦原之春風、雖薰諸人之意苗、無二

機縁而不覺。誠是、難思之作用、絶言ノ

極際者乎。我等陽谷々中従出、談峯々々

下息 得。曾服一夥多之甘露、久幾許之

風霜送 只擬一涯分之祈謝、將報一山岳之

恩徳 処 而已。

抑今此講演、略有三段。一仰三万機撰録聖

徳、二讚三宝弘通利生、三演廻向発願 功德。

第一、万機撰録聖徳仰者、夫権現本出世

人皇第三十四代之帝、推古天皇之御宇。

於二和州大原里藤原第一、始示二誕育、好学

達道 記云、其先天兒屋根命自出、世

掌二天地之祭、相二和人神之間。仍命其氏、曰

大中臣。美氣神廂之長子也云々。 纒 処

母胎一聲響、隣里、漸出二懷胞。視 州諸。

是万機之政 執、八荒之道極シラシメンカタメノ

ユエンナリ。是以、才翰秀倫、名望被レ世。彼

陳思王之七步才、恰縮 為六。戴次仲之

五重席、増之以百。然間、孝徳天皇、朝

暮師任、春秋親敬。任以大 臣、委以中国。

是故、仁風遐 覃、三韓、恩沢頻 灑、四海。

凡日域四代之賢佐、民各 誇 堯舜之業、

人皆抱二再貢之賜一。是則、遠 天祖之勅 従出、

近 亦為人世之法。所謂、天照 皇太神、排

天岩戸、印二天兒屋根命一曰、吾子孫掌

国事。汝 子孫執 国柄云々。王臣合体

之道、聊 無 睽、朝廷泰平之政、焯 綿

邈。至 如下 彼忠仁公之権柄拉、昭宣公之

稟 余慶ノ、万代之撰録、離々而藤家

相伝、三台之光輝、煌々 而李門復 二旧一

我靈神之賢徳、聖化仰 以如斯。其朝

佐之理政、光花相比 無物。誰不致 竭

仰者乎。方今、我等進 居 日域第一靈峯、

以尽 二朝 敬 暮 賽 之節、退 仰 二台獄無

二之教迹、以贈 暑往寒来之候。釈門之

懇篤、何事過 二兩業 榮幸有余 薰修

致矣。是故、大衆宜 抽 敬信之志、以先唱

伽陀、次行 二礼 拝一 頌 日、

或為邑中主 或作商人導 国師及大臣 以猶利衆生

南無婦命頂礼正一位勲一等藤門大祖

談山権現哀愍授護持大衆

第二、讚 三宝弘通利生者、聖徳太子、興

世以降、和国偏 成 仏法流布之地、朝野併

滅悪生善之器 たり。然トトエトモ蝦夷之仇

悪好、入鹿之族銜 怨、性拙 不忠、而橫扶

乱逆、身行 二災害、而徒 奪 入善。是偏波

旬之民属也。爰我祖神、与 二皇太子、致

々 通好、種々 廻 二術計、或 穿 二石灯、而

躋 高巖、或 芴 荆棘、而平 二山田。遂 而為 成

彼大事、俯仰 賞 二靈応。釈迦鑊 二丈六之尊、

千手刻 七尺之像。蓋 惟、南都当寺之濫

觴、弘教興国之元基也。号 二斯以 称 二日

域之両眼、指 彼 以為 二秋津之 二翼。所以、建

立 山階之精舎、以 始 二維摩講讀、屈 請

異国之禅尼、而彰 二大乘之法験。籍 茲

国家本 二泰平之 範、皇民全 二寿福

之富。加之、権現潜 告 二定恵和尚 曰、汝建 二寺

塔修 二淨業、降 神 当 嶺、擁 護 後 業、流 布

釈教。盟約有 効、弘伝 邈 存。和尚又

遊 巨唐、巡 礼 靈地。遂 飛 二清冷山之

塔婆、而拓 二十三重之 洪基、詣 二長安宮

之道場、而弘 四箇条之 宗途。豈非 二三

宝弘通之大祖 乎。我曹 適 受 二生

於此国、飽 預 二見仏聞法之 巨益、幸 懸

望於 淨利、巧 修 二断或証理之 方法。

偏 起 自 二権現利物之 方便、遍 催 衆生

成仏之直路 者歟。是故、大衆 一心 含 敬

喜之咲、群 侶 各 儼 報恩之 誠、以先唱

伽陀、次行 二礼 拝一 頌 日、

乃 發 以 道心。隨 彼 之所 須、得 入 於 仏道、以 善 方 便 力

南無婦命頂礼正一位勲一等藤門大祖

談山権現哀愍授護持大衆

第三、演 廻向発願 功德者、但 如 前 仏之

依之又任佳例、和讚一首、綴之處也。不可有指南之儀、追可被定之者歟。三月九日試書之。昨木子)そのあとに1606号は「抑今老眼難晴、春之霞鬢變候て、亦連日雨中之間、文点不見分、魯魚多謬者歟」云々として書写奥書らしき文が続

くことである。とくに③から1606号は原本ではなく写本であることが窺えよう。ただし、1605号と1606号の書写時期はそれほど離れていない。それどころかおそらく同筆である。1606号は奈良国立博物館でも寛正4年成立と

紹介していた(奈良博2004)。1605号と1606号は隆恵の自筆原本と自筆書写本という関係にあるのだろう。

次に八釣所蔵本のうち、元和本(釈文①)は奥書に「元和七年二月上旬書之」とあり、書風・紙質からも元和7年(1621)書写と認められる。講私記の原本1605号に「潜講甚深之般若、更差神祇之法楽」とある箇所を「潜甚深之般若ヲカウジテハ、更神祇之法楽ニス、メ」と読み下す場合もあるが、字の写し間違いはほとんどなく良質な写本といえる。体裁は縦31.5cm、全長492.0cm、14紙からなる卷子本で、訓点は朱点(返点・句切点、江戸前期)、墨点(仮名・返点、江戸前期)が施される。墨点の仮名はとくに詳細でほとんど全字に及ぶ。どう読んでいたかを示すとともに、実際に使用されていたことを証する。

昭和本来は奥書(釈文②)から天正13年(1585)書写本を底本にした昭和18年の写本であることが判明する。縦30.4cm、全長350.8cm、9紙からなる卷子本で、『飛鳥の民俗 調査研究報告』第1輯(1987)に翻刻されている。1605号と比較すると、和讃の「衆生ノ機縁ニシタカヒテ、世々番々ニ出テ給フ」「大織冠トハアカメマス、勲一等等ニ居シ給フ」の2行分を脱していることを筆頭に、全体的に誤字・脱字が多く写本としての質は低い。それよりもこの写本の意義は講の由緒を記した奥書にある。2節でみたように、その内容をただちに史実と認めることは難しいが、由来に関する貴重な伝承といえる。なお、栢木氏は元和本も昭和18年に書写されたものと紹介し、黒田氏にその理解が引き継がれているが、これは誤解である。共に八釣に伝わるため、昭和本来と元和本を混同したことが原因であろう。

以上、講私記について、原本は黒田氏が紹介した談山神社文書1606号ではなく1605号であること、元和本が昭和18年書写とするのは栢木氏の誤解であり江戸時代前期の写本で間違いのないことを確認した。

(谷本 啓/前歴史研究室任期付研究員)

4 藤原鎌足像

本節では八釣の明神講の本尊である一幅の絵画(巻頭図版1下)について見てみたい。

本像は両手で笏を執り右足を屈し左足を踏み下げて床子に坐す藤原鎌足像である。体の輪郭は太い墨線で抽象的に描き、面相には細やかな筆使いを用いる。やや下膨

れの面部は豊かな鬚を蓄え、大きく目を見開き向かって右を向く。垂櫻の巾子冠を被り、黒無地・赤裏地の袍を着し、袖中の両手で笏を執る。表袴・襪を穿き、金の飾太刀を佩いて、鳳凰文の平緒をさげる。上畳上の床子に褥を敷き、左足を踏み下げて坐す。床子には黒柿風の木目をあらわし、要所に飾金具をあしらう。戸帳を開き、御簾を巻き上げ、三面の神鏡を掲げる。背後には松に絡まる藤が描かれる。

紙本著色、軸装。画面は縦81.0cm、横38.2cm、表装は縦144.2cm、横54.4cm、軸は長60.3cm、径2.6cmを測る。なお、表装は平成21年に新調されている。本紙に銘記・題記等は認められないが、前述の通り昭和19年の箱書には「多武峯権現御尊影」とある。伝来不詳。本紙に裂損が認められ、特に画面上部のそれは著しいが、近年の修補により軸としての体裁を保っており使用に支障はきたさない。

本像の制作年代は、定型化した図像を踏襲しながらも形式化しないその作風から、永正12年(1515)作の奈良博本(奈良博2004・2007)や室町時代の作と考えられる談山神社諸本(奈良博2004)からは遅れるものの近世初頭を下らない頃と考えられる。ここではただちに結び付けるだけの根拠を提示し得ないが、前節で検討した講私記との関係を考慮し、その書写年代である元和7年(1621)を一つの目安としてよいものと思われる。

さて、藤原鎌足像を中心に長子定恵と次子不比等を配した画像は「多武峯曼荼羅」と呼び習わされ礼拝されてきた。本像もこの多武峯曼荼羅の一作例として位置付けることができる。

黒田智氏の一連の研究(黒田2007・2011)によれば、こうした作例は奈良を中心に100例以上が知られ、形式的に分類すれば本像のように向かって右を向く鎌足を単独で描いた作品は本像を含めて7例知られるという。以下は黒田氏の研究に負うところが大きいですが、本像の図像についてその坐勢に焦点を絞り検討してみたい。

まず、左足を踏み下げて坐す姿は、維摩の垂迹神としての鎌足(多武峯権現)の姿をあらわしたものと考えられている(黒田2007・2011、奈良博2007)。鎌足は中世以降、維摩の化身として信仰される。この姿は談山神社の前身である多武峯聖霊院に祀られた等身の木造鎌足像の像容に基づくもので、この木造鎌足像こそたびたび破裂する

ことで知られた大織冠像である。また、室町時代の作と推定される大和文華館本「多武峯曼荼羅図」が向かって左端に不平等の本地である普賢菩薩、中央に鎌足の本地、維摩居士の前身である金粟如来、右端に定恵の本地である文殊菩薩を描くことより、本像の鎌足像上部に掲げられた3面の神鏡も同様の鎌足=維摩信仰によるものと知られる(奈良博1964)。

しかし、鎌足像の図像イメージをめぐる問題はそう単純ではない。黒田氏も指摘するように、鎌足像のイメージ生成には少なからず聖徳太子信仰が絡んでいるのだ。それは王権の理想的な輔弼者としての聖徳太子のイメージに鎌足を重ね合わせたものである。このようなイメージの生成が奈良時代までさかのぼることは谷本啓がすでに指摘するところである(谷本2009)。鎌足の背後には松にからまる藤が描かれているが、黒田氏の指摘によれば、これもまた天皇(松)を補佐する藤原氏(藤花)を暗示するものである可能性がある。と同時に、松と藤は藤原氏の繁栄を意味し、また『春日権現験記絵』にたびたび松と藤が象徴的に描かれていることから、春日明神と藤原氏をあらわしたものとみることもできるきわめて重層的なイメージを持つモチーフと言えるのだ。

ところで、観音信仰を媒体としても鎌足は聖徳太子と密接に結び付けられていたという。かの慈円は聖徳太子・大織冠(鎌足)・菅丞相(菅原道真)・慈恵大僧正(良源)の4人を観音の化身として『愚管抄』に記しているのだ⁴⁾。如意輪観音とも救世観音とも称される太子の本地である観音や聖徳太子像のいくつかの形式が片足を踏み下げる姿であらわされるのも示唆的である。鎌足像を礼拝するとき、そこに観音ないし聖徳太子に対する追慕の念が重ねあわされたとしても決して不思議なことではない。

さらに、混乱を招くことを承知の上で、もう少し深読みをするならば、片足を踏み下げる鎌足像の図像は弥勒菩薩のイメージを内包している可能性がある。というのも、『藤氏家伝』鎌足伝によれば鎌足は生前に兜率天往生を願っていたようなのだ⁵⁾。鎌足が没後に往生することを願った兜率天には、半跏思惟して下生の時を待つ弥勒菩薩がいますはずだった。『家伝』に従って鎌足の弥勒信仰を認めるとき、鎌足像を礼拝することは兜率天上に弥勒とともにいる鎌足を思うことにほかならなかったのではなかろうか。日本古代における半跏像のすべてを

弥勒像と断定することは難しく、また、厳密に言えば屈した足を膝の上に乗せない鎌足像の坐勢は図像学的に半跏坐とは呼べないのだが、鎌足像が孕む重層的なイメージのひとつとして考慮すべきではあろう。

以上のように、片足を踏み下げて坐す鎌足像が維摩・観音・聖徳太子・弥勒のイメージを内包するものである可能性を指摘した。鎌足像の図像が生成されたとき、本像が制作されたとき、そして明日香村八釣で明神講が営まれてきた長い時間、人々が鎌足像を通して抱いたイメージや祈願のありようは決して一様ではなかったはずである。本像を観察することでその多様な一面をうかがうことができたとしたら幸いである。(児島大輔)

謝辞

本調査研究には、明日香村長関義清氏、また八釣総代吉川豊弘氏をはじめとする明日香村八釣の方々へたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。

注

- 1) 近年は談山神社で執行している(栢木1995・奈良博2004)。
- 2) (表紙表書)「天保十一年/明神講覚帳/子正月十四日八釣村」。全3紙(表紙共、本文は1紙)。
- 3) 現在妙法寺に掲げてある寺の縁起を記した額には、「山口県玖珂郡柳井町柳井沢/回国参拝者 貞末新五郎」とある。
- 4) 「コノ日本国観音ノ利生方便ハ、聖徳太子ヨリハジメテ、大織冠・菅丞相・慈恵大僧正カクノミ侍ル事ヲフカク思シル人ナシ」(『愚管抄』巻3。日本古典文学大系86、p.158)。
- 5) 天智天皇の鎌足への甲辞の詔の末尾には以下のようにある。「(前略)加以、出家帰仏、必有法具、故、賜純金香炉。持此香炉、如汝誓願、從観音菩薩之後、到兜率陀天之上、日々夜々、聽弥勒之妙説、朝々暮々、転真如之法輪。」(『藤氏家伝』鎌足伝沖森ら1999、p.243による)。

参考文献

- 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』吉川弘文館、1999。
栢木喜一「飛鳥と多武峯」『飛鳥の民俗 調査研究報告』第1輯、1987。
栢木喜一「八講祭について」『談山神社—大化改新1350年—』新人物往来社、1995。
黒田智『中世肖像の文化史』ペリかん社、2007。
黒田智『藤原鎌足、時空をかける』吉川弘文館、2011。
谷本啓「興福寺の縁起と聖徳太子信仰」『古代文化』61-1、2009。
奈良県立民俗博物館『初瀬・多武峯山麓の民俗』1998。
奈良国立博物館『垂迹美術』角川書店、1964。
奈良国立博物館『談山神社の名宝』2004。
奈良国立博物館『神仏習合』2007。